

II. 科学的介護情報システム(LIFE)を活用したPDCAサイクルの促進

(1) 科学的裏付けに基づく介護(科学的介護)とは*1

介護保険制度は、単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするだけでなく、高齢者の尊厳を保持し、自立した日常生活を支援することを理念とした制度です。今後、介護サービスの需要増大が見込まれるなかで、制度の持続可能性を確保できるよう、働き方改革と利用者に対するサービスの質の向上を両立できる新たな「介護」のあり方についての検討が必要となっています。

利用者の生活を支援することで尊厳を保持することは重要な役割である一方、昨今では職員の対応によって利用者のアウトカム(生活機能など)を向上させることも期待されつつあります。このような背景の中で、介護サービスのアウトカム等について、科学的手法に基づく分析を進め、エビデンスを蓄積し活用していくことの重要性が議論されてきました*2。医療分野では1990年代以降、「エビデンスに基づく医療*3」が取り入れられており、介護分野においても、以下の取組の実践を通して、個々の利用者への生活支援だけでなく、エビデンスに基づいた自立支援・重度化防止等の取り組みを進めていくことが期待されています。

① エビデンスに基づいた介護の実践

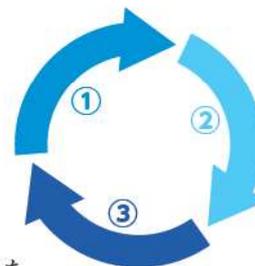
- ▶ 利用者や家族の意向を踏まえ、状態像・目的に合わせてどのようなケア提供をすることが望ましいか等、エビデンスに基づいたケアの提供

② 科学的に妥当性のある指標等の現場からの収集・蓄積及び分析

- ▶ 独自に作成した指標ではなく、Barthel Index等、妥当性が示された指標を用いて現場で評価し、LIFEにデータを登録
- ▶ 登録されたデータを分析し、介護の質の向上に資するエビデンスを創出

③ 分析の成果を現場にフィードバックすることで、更なる科学的介護を推進

- ▶ LIFEから提供されるフィードバック票を活用し、委員会等で議論の上、施設全体のあり方や利用者のケアのあり方を検討・改善することでPDCAサイクルを推進



介護分野では、医療における「治療効果」等の関係者間でコンセンサスの得られた評価指標が必ずしも存在するわけではなく、個々の利用者等の様々なニーズや価値判断が存在します。科学的介護の推進にあたっては、介護保険制度が関係者の理解を前提とした共助の理念に基づく仕組みであることを踏まえつつ、様々な関係者の価値判断を尊重して検討を行っていくことが重要と考えられます。

*1 本章は厚生労働省HP科学的介護 1科学的介護について

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000753791.pdf>)を改編。

*2 厚生労働省「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会 取りまとめ」

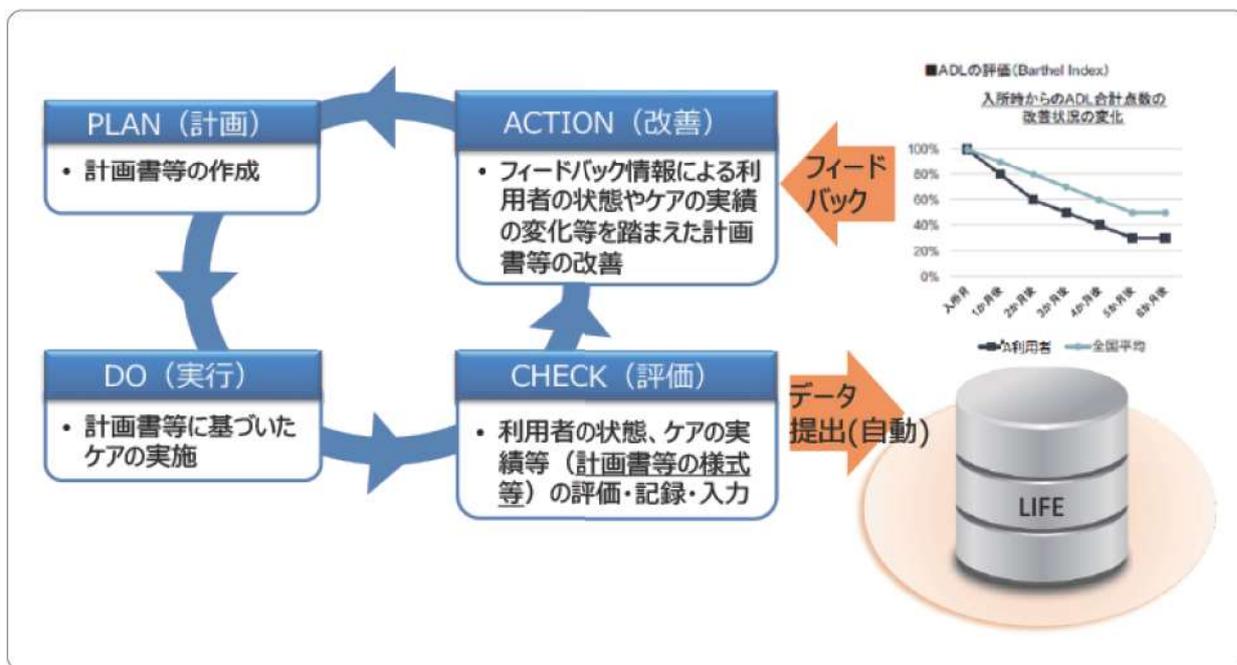
*3 「診ている患者の臨床上の疑問点に関して、医師が関連文献等を検索し、それらを批判的に吟味した上で患者への適用の妥当性を評価し、さらに患者の価値観や意向を考慮した上で臨床判断を下し、専門技能を活用して医療を行うこと」と定義できる実践的な手法。(医療技術評価推進検討会報告書, 厚生省健康政策局研究開発振興課医療技術情報推進, 平成11年3月23日)(Guyatt GH. Evidence-based medicine. ACP J Club. 1991;114(suppl 2):A-16.)

(2) 科学的介護情報システム(LIFE)を活用した科学的介護の推進のイメージ*4

エビデンスに基づいた自立支援・重度化防止等を進めるためには、科学的に妥当性のある指標等を収集・蓄積及び分析し、また分析の結果を現場にフィードバックをする仕組みが必要です。この実現に向けて、厚生労働省では、平成28年度から通所・訪問リハビリテーションの計画書等の情報を収集し、フィードバックを行う VISIT*5、令和2年度からは高齢者の状態やケアの内容等の情報を収集する CHASE*6 を運用してきました。令和3年度からは、VISITとCHASEの一体的な運用が開始されるとともに、名称が「科学的介護情報システム(LIFE)*7」となります。

LIFEでは、計画書の作成等が要件となっている加算において実施されているPDCA(Plan→Do→Check→Action)サイクルについて、データに基づくさらなるPDCAサイクルを推進し、ケアの質の向上につなげることを目指しています。具体的には、下図のように、全国の介護施設・事業所において作成・記録されている利用者の状態やケアの実績等(計画書等の様式等)のデータを、LIFEで収集・蓄積し、また蓄積したデータに基づくフィードバック情報を計画書等の改善に活かしていただくことで、PDCAサイクルの好循環を実現し、質の高いケアにつなげていくことが期待されています。

図表2 LIFEを活用したPDCAサイクル(イメージ)



LIFEにより収集・蓄積したデータは、フィードバック情報としての活用に加えて、厚生労働省等において、施策の効果や課題等の把握、見直しのための分析にも活用されます。LIFEにデータが蓄積し、分析が進むことによって、エビデンスに基づいた施策につながります。

*4 本章は厚生労働省HP科学的介護 2科学的介護情報システム(LIFE)について (<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000753792.pdf>) を改編。
 *5 通所・訪問リハビリテーションデータ収集システム (monitoring & eValuation for rehabilitation Services for long-Term care)
 *6 高齢者の状態やケアの内容等データ収集システム (Care, HeAlth Status & Events)
 *7 科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence)

(3) LIFEでデータ提出及びフィードバック機能の活用を行う情報一覧

LIFE へのデータ提出とフィードバック機能の活用による PDCA サイクルの推進・ケアの向上を図る取組を推進するため、令和3年度介護報酬改定において、LIFEの活用等が要件に含まれる加算が設けられました。

図表3 LIFEの活用等が要件として含まれる加算一覧(施設・サービス別)

	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に係る加算	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	褥瘡対策指導管理(Ⅱ)	排せつ支援加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)	自立支援促進加算	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)・(Ⅲ)	薬剤管理指導	栄養マネジメント強化加算	口腔衛生管理加算(Ⅱ)
介護老人福祉施設	○	○	○			○		○	○			○	○
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	○	○	○			○		○	○			○	○
介護老人保健施設	○			○		○		○	○	○		○	○
介護医療院	○				○		○	○	○		○	○	○

	科学的介護推進体制加算	個別機能訓練加算(Ⅱ)	ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ・(B)ロ	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	排せつ支援加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)	栄養アセスメント加算	口腔機能向上加算(Ⅱ)
通所介護	○	○	○				○	○
地域密着型通所介護	○	○	○				○	○
認知症対応型通所介護(予防含む)	○	○	○※				○	○
特定施設入居者生活介護(予防含む)	○	○	○※					
地域密着型特定施設入居者生活介護	○	○	○					
認知症対応型共同生活介護(予防を含む)	○							
小規模多機能型居宅介護(予防含む)	○							
看護小規模多機能型居宅介護	○				○	○	○	○
通所リハビリテーション(予防含む)	○			○※			○	○
訪問リハビリテーション				○				

※予防を除く

II. 科学的介護情報システム(LIFE)を活用したPDCAサイクルの促進

これらの加算を算定するには、計画書等の様式情報のデータをLIFEへ提出するとともに、フィードバック機能を活用して、利用者の状態やケアの実績の変化等を踏まえて計画書等の改善につなげていくことが求められます。

図表 4 LIFEの活用が求められている加算に関連する様式*8

加算名称	対応する様式(案)	LIFEへのデータ登録※2
科学的介護推進体制加算(I)(II) 科学的介護推進体制加算	科学的介護推進に関する評価 ※施設・事業所が加算において様式の作成を求めるものではなく、LIFEへの登録項目を示すためのイメージとしての様式	必須
個別機能訓練加算(II)	別紙様式1: 興味・関心チェックシート	任意
	別紙様式2: 生活機能チェックシート	必須
	別紙様式3: 個別機能訓練計画書	必須
ADL維持等加算(I)(II)	特定の様式はなし ※施設・事業所は、利用者のADLデータをLIFEへ登録。LIFEでは、登録されたデータをもとに算定要件を満たしているかを判定し、結果を表示する予定	必須
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ(B)ロ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に係る加算	別紙様式1: 興味・関心チェックシート	任意
	別紙様式2: リハビリテーション計画書	必須
	別紙様式3: リハビリテーション会議録	任意
	別紙様式4: リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理票	任意
	別紙様式5: 生活行為向上リハビリテーション実施計画書	任意
褥瘡マネジメント加算(I)(II) 褥瘡対策指導管理(II)	褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書	必須
排せつ支援加算	排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画書	必須
自立支援促進加算	自立支援促進に関する評価・支援計画書	必須
かかりつけ医連携薬剤調整加算(II)(III) 薬剤管理指導	薬剤変更等に係る情報提供書	必須

*8 【厚生労働省通知事務連絡】科学的介護情報システム(LIFE)と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様について(別添1)

加算名称	対応する様式(案)	LIFEへのデータ登録※2
栄養マネジメント強化加算	栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング(施設) 「栄養ケア計画(新_施設)」シートについては、4月以降インターフェース仕様書を示す予定であるがLIFEへのデータ提出はしないが、出力は可能とする	必須
栄養アセスメント加算	栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング(通所・居宅) 「栄養ケア計画(新_通所・居宅)」シートについては、4月以降インターフェース仕様書を示す予定であるがLIFEへのデータ提出はしないが、出力は可能とする	必須
口腔衛生管理加算(II)	口腔衛生管理加算 様式(実施計画)	必須
口腔機能向上加算(II)	口腔機能向上サービスに関する計画書(様式例)	必須
その他	令和2年度版CHASEに存在するが、令和3年度の加算様式に含まれていない項目	任意
その他	その他リハビリテーション・個別機能訓練・栄養・口腔一体的計画書 ※本様式はリハビリテーション・個別機能訓練・栄養・口腔を一体的に実施する場合の計画書の様式 ※それぞれの項目については、リハビリテーション、機能訓練、栄養、口腔の加算における各様式の項目とすべて共通であり、LIFEに登録可能	任意

※1 データの提出は、各加算の様式等における見直しの頻度等に応じたタイミングを予定(加算算定できる月とは必ずしも一致しない)*9

※2 任意と記載された様式はLIFEへのデータ登録は任意

I 本手引書の作成趣旨

II 科学的介護情報システム(LIFE)を活用したPDCAサイクルの促進

III 加算別LIFEへのデータ入力項目

IV 主な項目に関する評価方法

V フィードバック票の活用

VI 付録 加算要件

(3) LIFEでデータ提出及びフィードバック機能の活用を行う情報一覧

*9 【厚生労働省通知事務連絡】科学的介護情報システム(LIFE)と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様について(別添1)

(4) LIFEへのデータ提出方法

LIFE へのデータ提出方法には、以下の 2 種類があります。

① LIFEとデータ連携が可能な介護記録ソフトを導入している場合

介護記録ソフト等で様式等を作成する際に入力したデータを、CSV ファイル形式で出力し、LIFE への取り込みを行います。このことにより、再度データを入力することなく、LIFE へのデータ提出が行えます。なお、この方法を利用する場合、介護記録ソフトが LIFE のフォーマットでの CSV ファイル出力に対応している必要があります。利用している介護記録ソフトが未対応である場合、方法②により LIFE へのデータ提出を行います。

② 紙で運用している場合・利用している介護記録ソフトが LIFE 未対応である場合

LIFE の画面からデータ入力を行うことで、データ提出を行います。LIFE には、入力したデータを計画書等の様式で印刷する機能がありますので、LIFE へのデータ提出を行うと同時に、加算の算定に必要な様式を作成することが可能です。